

市・県民税申告書は1月末に郵送

税申告

申告に必要なもの

- 申告書
- 令和7年中の給与・公的年金などの源泉徴収票、支払明細書、作成した収支内訳書などの所得を証明するもの

- 令和7年中に営業や農業、その他の事業、不動産、年金、利子、配当などの所得があつた方

- 会社員で給与以外に所得があつた方や令和7年中に退職した方

- 日給者で勤務先から給与支払報告書が提出されない方

- 国民健康保険に加入している方（所得の有無に関わらず国民健康保険税を算定する資料として必要となります。）

- 申告会場の開設予定は下表のとおりです。

- なお、市・県民税申告書の提出は郵送でも受け付けます。1月末に送付した申告書に同封されている返信用封筒を活用してください。

申告の手続き

- 市・県民税、国民健康保険税の申告会場の開設予定は下表のとおりです。

- なお、市・県民税申告書の提出は郵送でも受け付けます。1月末に送付した申告書に同封されている返信用封筒を活用してください。

令和8年度課税(今回の申告から)の変更点	
申告の手続	申告に必要なもの
申告会場の開設予定は下表のとおりです。	申告書
なお、市・県民税申告書の提出は郵送でも受け付けます。1月末に送付した申告書に同封されている返信用封筒を活用してください。	令和7年中の給与・公的年金などの源泉徴収票、支払明細書、作成した収支内訳書などの所得を証明するもの
申告会場の開設予定は下表のとおりです。	令和7年中の医療費控除の明細書または医療費通知、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの控除証明書
なお、市・県民税申告書の提出は郵送でも受け付けます。1月末に送付した申告書に同封されている返信用封筒を活用してください。	本人確認書類(個人番号)(マイナンバー)を記載した申告書を提出する場合のみ

問 (市)税務課市民税係



▲変更点の詳細
こちら

[表]申告の日程と会場

月 日	時 間	会 場	対象地区
2月10日(火)	午前9時30分～正午、午後1時～3時	緑が丘町公民館 中会議室	青山、緑が丘町
2月13日(金)	午前9時30分～正午、午後1時～3時	自由が丘公民館 中会議室	西自由が丘、中自由が丘、東自由が丘、自由が丘本町
2月24日(火)	午前9時30分～11時30分	別所町公民館 団体室	別所町
2月25日(水)	午前9時30分～11時30分	口吉川町公民館 健康相談室・団体室	口吉川町
2月26日(木)	午前9時30分～11時30分	細川町公民館 講座室	細川町
2月27日(金)	午前9時30分～11時30分	志染町公民館 研修室	志染町 (自由が丘、青山を除く)
2月9日(月)～ 3月16日(月) (平日のみ)	午前9時～午後4時	市役所 3階みつきいホール	市内全域
	午前9時～11時30分、午後1時～3時	吉川支所 (吉川健康福祉センター2階)	

・上記の時間以外は受付できません。また、税務課窓口での受付もできません。

・みつきいホール以外の会場は、会場受付のみとなります。

・みつきいホールでは、入場整理券が必要です。入場券はLINEアプリからの事前発券、または当日の受付で発券できます。詳しくは12ページの「確定申告の受付をみつきいホールで実施」の●LINEによるオンライン事前予約を確認してください。

税申告 個人住民税(市・県民税)申告の電子申告が開始

税申告

令和8年度申告分から
個人住民税(市・県民税)申告の電子申告が開始

納税

「県民緑税」の課税期間 が延長

納税

「県民緑税」の課税期間
が延長

スマートフォンやパソコンからマイナンバーカードを利用してマイナ

ポータルのサイトからe-LTAX*

を通じて、市・県民税の申告手続きが

できるようになりました。

*地方税ポータルシステムの呼称で

す。

電子申告のメリット

申告会場や市役所へ出向く必要が

なく、スマートフォンやパソコン

から申告可能。

24時間、365日いつでも申告可

能(メンテナンスなどの時間帯は除く)。

データで申告書を送信するため、申告書の印刷や郵送が不要。

事前に用意するもの

マイナンバーカードのパスワード

電子申告のメリット

申告会場や市役所へ出向く必要が

なく、スマートフォンやパソコン

から申告可能。

24時間、365日いつでも申告可

能(メンテナンスなどの時間帯は除く)。

データで申告書を送信するため、申告書の印刷や郵送が不要。

事前に用意するもの

マイナンバーカードのパスワード

電子申告のメリット

申告会場や市役所へ出向く必要が

なく、スマートフォンやパソコン

から申告可能。

24時間、365日いつでも申告可

能(メンテナンスなどの時間帯は除く)。

データで申告書を送信するため、申告書の印刷や郵送が不要。

事前に用意するもの

マイナンバーカードのパスワード

電子申告のメリット

申告会場や市役所へ出向く必要が

なく、スマートフォンやパソコン

から申告可能。

24時間、365日いつでも申告可

能(メンテナンスなどの時間帯は除く)。

データで申告書を送信するため、申告書の印刷や郵送が不要。

事前に用意するもの

マイナンバーカードのパスワード

電子申告のメリット

申告会場や市役所へ出向く必要が

なく、スマートフォンやパソコン

から申告可能。

24時間、365日いつでも申告可

能(メンテナンスなどの時間帯は除く)。

データで申告書を送信するため、申告書の印刷や郵送が不要。

事前に用意するもの

マイナンバーカードのパスワード

電子申告のメリット

申告会場や市役所へ出向く必要が

なく、スマートフォンやパソコン

から申告可能。

24時間、365日いつでも申告可

能(メンテナンスなどの時間帯は除く)。

データで申告書を送信するため、申告書の印刷や郵送が不要。

事前に用意するもの

マイナンバーカードのパスワード

電子申告のメリット

申告会場や市役所へ出向く必要が

なく、スマートフォンやパソコン

から申告可能。

24時間、365日いつでも申告可

能(メンテナンスなどの時間帯は除く)。

データで申告書を送信するため、申告書の印刷や郵送が不要。

事前に用意するもの

マイナンバーカードのパスワード

電子申告のメリット

申告会場や市役所へ出向く必要が

なく、スマートフォンやパソコン

から申告可能。

24時間、365日いつでも申告可

能(メンテナンスなどの時間帯は除く)。

データで申告書を送信するため、申告書の印刷や郵送が不要。

事前に用意するもの

マイナンバーカードのパスワード

電子申告のメリット

申告会場や市役所へ出向く必要が

なく、スマートフォンやパソコン

から申告可能。

24時間、365日いつでも申告可

能(メンテナンスなどの時間帯は除く)。

データで申告書を送信するため、申告書の印刷や郵送が不要。

事前に用意するもの

マイナンバーカードのパスワード

電子申告のメリット

申告会場や市役所へ出向く必要が

なく、スマートフォンやパソコン

から申告可能。

24時間、365日いつでも申告可

能(メンテナンスなどの時間帯は除く)。

データで申告書を送信するため、申告書の印刷や郵送が不要。

事前に用意するもの

マイナンバーカードのパスワード

電子申告のメリット

申告会場や市役所へ出向く必要が

なく、スマートフォンやパソコン

から申告可能。

24時間、365日いつでも申告可

能(メンテナンスなどの時間帯は除く)。

データで申告書を送信するため、申告書の印刷や郵送が不要。

事前に用意するもの

マイナンバーカードのパスワード

電子申告のメリット